

令和8年度(2026.4版)

令和12年度末までの制度です

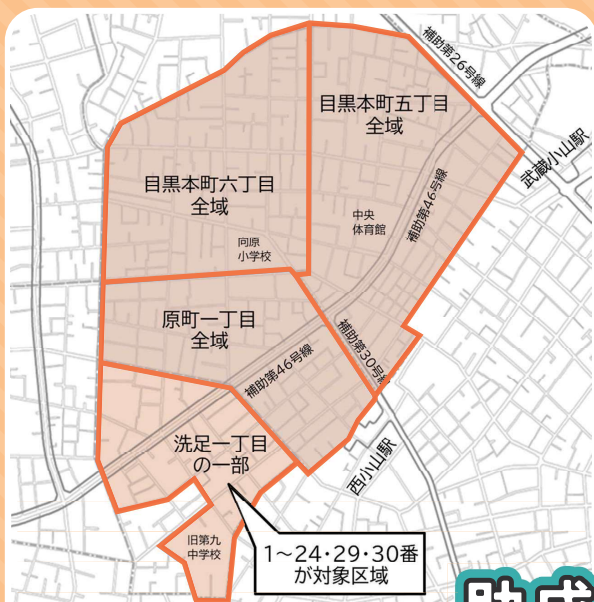
目黒区の不燃化特区支援制度

① 支援 老朽建築物※1除却助成

② 支援 仮住居費助成

対象区域

- 目黒本町五丁目全域
- 目黒本町六丁目全域
- 原町一丁目全域
- 洗足一丁目の一部(1~24・29・30番)



木造

耐用年数

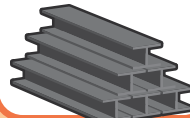
15年



鉄骨造

耐用年数

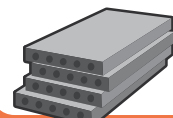
23年



鉄筋
コンクリート造

耐用年数

32年



(用途が住宅の場合、上記は耐用年数の3分の2の年数)

※1 老朽建築物とは、減価償却資産の耐用年数の3分の2を超過した建築物をいいます。

⚠ 住宅以外は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(S40.大蔵省令第15号)による

助成対象者



除却する老朽建築物の
所有権を有する個人

除却する老朽建築物の
所有権を有する中小企業法
第2条第1項に規定する
中小企業者



お問い合わせ先

目黒区 街づくり推進部 木密地域整備課

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15(目黒区総合庁舎本館6階)

☎ 03-5722-9657

✉ tosei02@city.meguro.tokyo.jp

古くなった建物を取壊したい方へ

支援
1

老朽建築物除却助成



老朽建築物を除却する場合、除却に要した費用の一部を助成します。

なお、除却後の土地は、延焼防止上有効な更地として、適正に管理する必要があります。

助成対象者

表紙ページの
とおり



助成対象

- 老朽建築物及びこれらに付属する工作物の解体除却工事費
- 除却後の土地の整備費

助成額

①と②を比較し、少ない額

① 上限 **80** 万円

② **老朽建築物の延床面積** × **36,000 円/㎡**

※建物の登記簿謄本等に記載された「床面積」に基づく

老朽建築物除却に伴い、引越が必要になる方へ

支援
2

仮住居費助成



除却する老朽建築物に2年以上継続して居住している方で建替後も同じ土地に居住する方に老朽建築物から仮住居への移転に要する費用の一部と仮住居家賃費用の一部を助成します。

助成対象者

表紙ページの
とおり

〔個人に限る(同一世帯に属する者も含む)、法人は除く〕

助成の要件

- ☐ 支援①老朽建築物除却助成を受けること。
- ☐ 助成対象者(その世帯も含む)が、老朽建築物に2年以上継続して居住していること。
- ☐ 助成対象者(その世帯も含む)が、老朽建築物を除却した土地に引き続き住居を建築し、その住居に居住すること。

●助成の内容

① 住居用家財移転費用助成(引越し費用)

助成対象 **老朽建築物から仮住居への移転に要する費用。**

助成額 ①と②を比較し、少ない額

- ① 上限 **10** 万円
- ② 実際に移転に要した費用

② 仮住居家賃費用助成(家賃3か月分)

助成対象 仮住居家賃に相当する費用。
(民間賃貸住宅のみ対象。
公営住宅等は助成対象外。)

助成額 ①と②を比較し、少ない額

- ① 上限 **30** 万円
(単身者の場合: 上限 **26.8** 万円)
- ② 移転先家賃※の**3か月分**の費用

※家賃に敷金・保険料・共益費は含めない。



老朽建築物除助成

申請の
タイミング

助成の流れ

申請に必要な書類

事前相談



⚠ 交付対象確認申請は、工事着手前に必ず行ってください。

申請者

目黒区

交付対象確認
申請書の提出

約2週間

交付対象確認
通知書の交付

工事着手可能

除却工事完了

老朽建築物除却工事
完了報告書の作成

助成金等交付
申請書の提出

約2週間

助成金等交付決定
通知書の交付

助成金等支払
請求書の提出

約4週間

入金

※口座で確認してください。

- ☐ 交付対象確認申請書（様式はHPへ）
- ☐ 案内図
- ☐ 公図の写し
- ☐ 未納が無いことの分かる納税証明書
（申請時の前年度の市区町村民税の納税証明等、
法人の場合は法人住民税）
- ☐ 建物の登記事項証明書※
（登記がない場合は固定資産税の課税明細書の
コピー等、建築年・構造・延べ面積がわかる資料）
- ☐ 除却前の老朽建築物の写真（全景、2枚程度）
- ☐ 除却工事の見積書または契約書のコピー
- ☐ 委任状（代理人が申請する場合）
- ☐ 承諾書等（申請者と老朽建築物の所有者が異なる
場合や借地の場合等）
- ☐ 会社の登記事項証明書※（中小企業者の場合のみ）
- ☐ その他区長が必要と認める書類

- ☐ 助成金等交付申請書（様式はHPへ）
- ☐ 老朽建築物除却工事完了報告書（様式はHPへ）
- ☐ 工事契約書のコピー
- ☐ 工事請求書及び工事領収書のコピー
- ☐ 除却後の更地の敷地の写真（全景、2枚程度）
- ☐ 消費税仕入税額控除確認書
（中小企業者の場合のみ）
- ☐ 助成に関するアンケート

- ☐ 助成金等支払請求書（様式はHPへ）

※法務局で取得した公印付の
証明書になります。
（登記情報提供サービスで
取得したものは不可。）

申請内容に変更が
生じた場合は、速やかに
ご相談ください。

各種様式
不燃化特区制度
区Webページ



仮住居費助成



助成の流れ

申請に必要な書類

申請の
タイミング

事前相談



⚠ 交付対象確認申請は、仮住居先に引越しを行う前に必ず行ってください。

申請者

目黒区

交付対象確認
申請書の提出

約2週間

交付対象確認
通知書の交付

引越し可能

建替え後の住居に
引越し完了

助成金等交付
申請書の提出

約2週間

助成金等交付
決定通知書の交付

助成金等交付
請求書の提出

約4週間

入金

※口座で確認してください。

- ☐ 交付対象確認申請書(様式はHPへ)
- ☐ 未納の無いことが分かる納税証明書
(申請時の前年度の市区町村民税の納税証明等)
- ☐ 仮住居先移転前(元の場所)の
住民票の写し(世帯全員分)
- ☐ 仮住居先の賃貸借契約書のコピー
- ☐ 引越しの見積書のコピー
- ☐ 委任状(代理人が申請する場合)
- ☐ その他区長が必要と認める書類



- ☐ 助成金等交付申請書(様式はHPへ)
- ☐ 仮住居先から移転後(元の場所)の
住民票の写し(世帯全員分)
- ☐ 仮住居先の住居費(家賃)の支払明細書
または領収書のコピー(引越し後3か月分)
- ☐ 引越しの領収書のコピー
- ☐ 建替え後の建物の登記事項証明書※

- ☐ 助成金等支払請求書(様式はHPへ)

※法務局で取得した公印付の
証明書になります。
(登記情報提供サービスで
取得したものは不可。)

申請内容に変更が
生じた場合は、速やかに
ご相談ください。

各種様式
不燃化特区制度
区Webページ

